

奈良県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

葛城市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業葛城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十七年八月二十日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十七年八月奈良県告示第二百九十三号、昭和五十七年十二月奈良県告示第五百一号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百八十七号、平成二年五月奈良県告示第七十七号、平成三年一月奈良県告示第五百二号、平成四年十月奈良県告示第三百八十五号、平成六年三月奈良県告示第五百九十三号、平成八年四月奈良県告示第五十八号、平成九年一月奈良県告示第四百六十一号、平成十一年五月奈良県告示第五百十九号、平成十四年五月奈良県告示第二百一十一号、平成十六年一月奈良県告示第五百三十三号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百二十四号の事業地のうち葛城市新在家、染野、今在家、長尾、木戸、大畑及び太田地内において事業地を変更する。